

国立大学法人電気通信大学授業料後払い制度規程

制定 令和6年2月16日規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する、在学中は授業料を納付せず、修了（退学、除籍含む）後の所得に応じての後払いを認める授業料後払い制度に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における大学院博士前期課程の「授業料後払い制度」（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 本制度の対象となる学生（以下「対象学生」という。）は、大学院博士前期課程へ入学した者（科目等履修生、研究生等を除く。以下同じ。）のうち、機構が定める要件を満たした者とする。

(授業料支援金)

第3条 対象学生が後払いとすることができる授業料の額（以下「授業料支援金」という。）は、標準修業年限分の授業料の総額とする。この場合において、対象学生が本学の授業料免除を受けたときは、当該免除額を除いた額を授業料支援金の総額とする。

(申請方法)

第4条 本制度の利用を希望する者は、募集の都度、機構が定める所定の手続きに従い、本学の指定する期日までに、機構及び本学に申請しなければならない。

(授業料の徴収猶予)

第5条 本制度を申請した者は、機構による採用の判定結果が出るまでの間、電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程第14条第1項の定めにかかわらず、授業料の徴収を猶予する。

(休学及び退学の願い出の特例)

第6条 本制度に採用された者であって、休学しようとする者は、当該期間が学期の途中であるときは、電気通信大学休学、復学、退学及び除籍に関する規程第2条第3項の定めにかかわらず、休学の願い出をすることができる。

2 本制度に採用された者であって、退学しようとする者は、当該期間が学期の途中であるときは、同規程第11条第3項の定めにかかわらず、退学の願い出をすることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項については、機構が定めるところによるほか、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年2月16日から施行し、令和6年10月1日から適用する。
- 2 令和6年4月に本学の大学院博士前期課程へ入学した者であって、第2条に加えて、本学学域又は他大学の学部等に在籍時に修学支援新制度（大学等における修学の支援に

関する法律（令和元年法律第8号）第8条に基づく授業料等減免をいう）に採用となったことがあり、かつ、就労や他の大学院への進学等を挟まずに本学の大学院博士前期課程へ進学する者は、前項の規定にかかわらず本制度の対象学生として、令和6年4月1日から適用する。

- 3 前項に規定する本制度の対象学生は、令和6年4月からの授業料を加算した標準修業年限分の授業料の全額を授業料支援金の総額とする。
- 4 附則第2項に該当する学生のうち、他大学に在籍時に、修学支援新制度に採用となったことがある者は、本規程第4条に定めるもののほか、修学支援新制度を受けていたことを証明するものを添えて、本学に申請しなければならない。